

## 所管事項調査に関する資料②

【目次】	【ページ】
1 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援等について	
(1) 資金繰り支援	1
(2) 事業持続化支援金	
ア 小売、飲食店	3
イ 小売、飲食店以外	3
(3) 新型コロナウイルス感染症による影響（雇用状況）	4

商 工 部

令和2年6月



# 1 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援等について

## (1) 資金繰り支援

### ア 事業者向け相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受ける中小企業者の経営・資金繰り等に関する相談対応ため、令和2年2月14日から事業者向けの相談窓口を設置。

【相談件数（令和2年5月31日現在）】1,838件

### イ セーフティネット等信用保証制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者について、信用保証協会が一般の保証付き融資（最大2.8億円）とは別枠で保証を行う支援制度で、中小企業信用保険法に基づき、信用保証の対象となる中小企業者を市町村長が認定する。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する信用保証としてセーフティネット(SN)保証4号、5号及び危機関連保証による対策がなされている。

- SN保証4号：幅広い業種で影響が生じている地域【全国全地域】を対象に、信用保証協会が借入債務の100%を保証。
- SN保証5号：特に重大な影響が生じている指定業種【現在、全業種に拡大】を対象に、信用保証協会が借入債務の80%を保証。
- 危機関連保証：全国の中小企業・小規模事業者資金繰りが逼迫していることをふまえ、全国・全業種の事業者を対象に、信用保証協会が借入債務の100%を保証。  
\*一般、SN保証とはさらに別枠で保証。

【認定件数（令和2年5月31日現在）】

SN保証4号 607件 / SN保証5号 424件 / 危機関連保証 273件

(参考：認定の要件)

売上高減少の度合い	信用保証の種類
前年同月比の売上高 <b>5%以上減少</b>	【セーフティネット保証5号】 【認定要件】 ・最近3か月の売上高が前年同月比で5%減少
前年同月比の売上高 <b>15%以上減少</b>	【危機関連保証】 【認定要件】 ・最近1か月の売上高が前年同月比で15%減少 ・最近1か月+翌2か月（見込み）の売上高が前年同月比で15%減少
前年同月比の売上高 <b>20%以上減少</b>	【セーフティネット保証4号】 【認定要件】 ・最近1か月の売上高が前年同月比で20%減少 ・最近1か月+翌2か月（見込み）の売上高が前年同月比で20%減少

## ウ 融資制度

### (ア) 政府系金融機関による融資

日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付	・ 中小事業 3 億円、国民事業 0.6 億円 (別枠) ・ 設備 20 年、運転 15 年、据置 5 年
	新型コロナウイルス対策マル経融資	・ 1000 万円 (別枠) ・ 設備 10 年 (据置 4 年)、運転 7 年 (据置 3 年)
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	・ 6000 万円 (別枠) ・ 設備 20 年、運転 15 年、うち据置 5 年
商工組合中央金庫	危機対応融資	・ 3 億円 (別枠) ・ 設備 20 年、運転 15 年、うち据置 5 年

※上記の制度の利用において、「特別利子補給制度」を併用して、特に、売上高が急減した事業者（小規模事業者：15%減少、中小企業者：20%減少）等に対しては、利子補給の制度の実施がなされている。

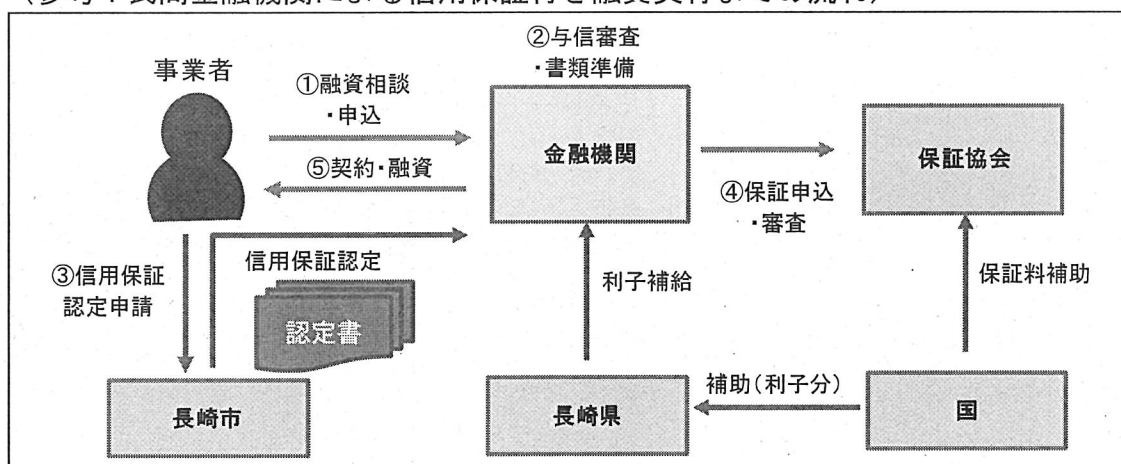
### (イ) 民間金融機関による信用保証付き融資

国による信用保証制度の発動に伴い、信用保証の認定を受けた中小企業者に対し、一般と別枠での信用保証協会の保証付きの融資が取り扱われている。

なお、5月1日から、長崎県が国の補助金を活用した制度融資（「緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）」）を創設したことにより、信用保証による融資の実施において、一定の条件を満たせば、3年間実質無利子となり、あわせて、信用保証協会に要する保証料を全額補助する制度の取扱いが行われている。

融資上限	3,000 万円 無担保	融資期間	10 年 (据置 5 年)
融資要件	○個人事業主 【売上高減少：5%以上】⇒金利ゼロ、保証料全額補助 ○中小企業者 【売上高減少：5%以上 15%未満】⇒金利 1.3%、保証料 1/2 補助 【売上高減少：15%以上】⇒金利ゼロ、保証料全額補助		

### (参考：民間金融機関による信用保証付き融資実行までの流れ)



## (2) 事業持続化支援金

### ア 小売、飲食店

#### (ア) 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化した小売・飲食店の経営の持続と強化を図るため、支援金を支給するもの。

#### (イ) 対象事業者

長崎市内で営業する小売業、飲食店

#### (ウ) 主な申請要件

##### a 1年以上継続して事業を行っている事業者

(a)原則として、2020年3～5月の任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上減少していること。

##### b 3か月以上1年未満の事業者又は単純な売上の前年比較が困難な事業者は、次のいずれかに該当すること。(セーフティネット保証制度4号の取扱いに準ずる。)

(a)2020年3～5月の任意の1か月の売上が、同月・同前月・同前々月の3か月の平均売上より20%以上減少していること。

(b)2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年12月の売上より20%以上減少していること。

(c)2020年3～5月の任意の1か月の売上が、2019年10～12月の平均売上より20%以上減少していること。

##### c 2018年度までの市税を滞納していないこと。

#### (エ) 支給限度額

30万円

#### (オ) 申請期間

令和2年4月22日から令和2年6月30日まで

#### (カ) 申請件数等 (令和2年5月31日現在)

申請件数：3,446件、支給済件数：2,363件

### イ 小売、飲食店以外

#### (ア) 制度概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が悪化した市内事業者の経営の持続と強化を図るため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に対し、支援金を支給するもの。

#### (イ) 対象事業者

長崎市内に本社又は主たる事業所を有する事業主(個人事業主の場合は長崎市民)

#### (ウ) 主な申請要件

a 2020年1月から12月において、いずれかの月間事業収入(売上)が、前年同月比で50%以上の減少(国の持続化給付金の要件)に満たないものの、20%以上減少していること。

b 2020年1月から12月において、月間事業収入(売上)が、前年同月比で50%以上減少した月がないこと。

c 2019年以前から事業収入を(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があ

ること（2019年に創業した者などへの特例あり）。

d 2018年度までの市税の滞納がないこと。

(エ) 支給限度額

中小法人は30万円、個人事業主は15万円

(オ) 申請期間

令和2年5月15日から令和3年1月15日まで

(カ) 申請件数等（令和2年5月31日現在）

申請件数：302件、支給済件数：75件

### (3) 新型コロナウイルス感染症による影響（雇用状況）

#### ア 新規求人数等

長崎労働局によると、令和2年4月の新規求人数は7,229人で、前年同月比▲29.5%となっている。産業別では、特にインバウンド需要の減や外出自粛の影響を大きく受ける「宿泊業・飲食サービス業」が、前年同月比▲70.7%と急減少している。

また、新規求職者数は7,220人で、前年同月比▲8.3%となっており、新型コロナウイルスの感染拡大により、求職活動を控えている人が増えている可能性がある。

#### <新規求人数の状況（令和2年4月分）>

主な産業	新規求人数	前年同月比
建設業	715人	1.6%
製造業	695人	▲26.4%
運輸業・郵便業	440人	▲29.4%
卸売業・小売業	877人	▲30.6%
宿泊業・飲食サービス業	265人	▲70.7%
生活関連サービス業・娯楽業	206人	▲42.3%
医療・福祉	2,338人	▲25.3%

#### イ 解雇の状況

長崎労働局によると、令和2年5月31日現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、県内で37事業所・276人（長崎地区では16事業所・103人）が解雇されたか、または解雇予定となっている。

#### ウ 内定取消の状況

長崎労働局によると、令和2年5月31日現在、県内在住の新規学卒者の内定取消の状況は、大学生0人、高校生1人となっている。

#### エ 採用計画への影響

市内企業への採用活動に関する影響調査（調査期間：令和2年4月21日～24日）によると、採用計画への影響は次のとおりとなっている。

(ア) 新卒採用

採用計画への影響について回答のあった86社中、「計画どおり実施中」が43社(50%)、「採用予定を見直したうえで実施中」が6社(7%)、「採用計画を取りやめた」が2社(2.3%)、「未定」が35社(40.7%)。

(イ) 中途採用

採用計画への影響について回答のあった68社中、「計画どおり実施中」が33社(48.5%)、「採用予定を見直したうえで実施中」が9社(13.2%)、「採用計画を取りやめた」が5社(7.4%)、「未定」が21社(30.9%)。